

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ナンバ備前店

所在地 備前市香登西字大道田一六七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナンバ

住所 津山市材木町一三二八番二五

代表者の氏名 代表取締役 難波 賢治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 百三十五台（店舗棟西側一）

二十八台（店舗棟西側二）

四十台（店舗棟西側三）

百二十台（店舗棟南西側四）

四箇所（駐車場四箇所合計三百二十三台）

(変更後) 九十九台（店舗棟西側一）

八十一台（店舗棟南西側二）

二箇所（駐車場二箇所合計百八十台）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 二十台（店舗棟西側一）

(変更後) 二十台（店舗棟西側一）（位置の変更）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 六百三十平方メートル (店舗棟南側一)

(変更後) 六十平方メートル (店舗棟南側一)

三十平方メートル (店舗棟西側二)

二箇所 (荷さばき施設二箇所合計九十平方メートル)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 百四十・五立方メートル (店舗棟南側一)

(変更後) 百四十五立方メートル (店舗棟西側一)

十六・四立方メートル (店舗棟西側二)

二箇所 (廃棄物等保管施設二箇所合計百六十一・四立方メートル)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店及び閉店時刻

(変更前)

株式会社ナンバ

午前七時半から午後九時

(変更後)

株式会社ナンバ

午前七時半から午後十時

大黒天物産株式会社

午前七時から午後十二時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一から四まで

(変更前) 午前七時から午後九時三十分まで

駐車場一及び二

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後六時まで (店舗棟南側一)

(変更後) 午前九時から午後六時まで (店舗棟南側一)

午前五時から午後十時まで (店舗棟西側二)

4 変更年月日

平成二十六年十一月二十七日

二 届出年月日

平成二十六年十一月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年十二月五日から平成二十七年四月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び備前市まちづくり部産業振興課